

平成29年度第1回秋田県環境影響評価審査会議事録

1. 日 時 平成29年4月12日（水）午後2時から
2. 場 所 秋田地方総合庁舎6階 総605会議室
3. 出席委員 及川洋委員（会長）、井上正鉄委員、菊地英治委員、曾根千晴委員、高根昭一委員、高橋一郎委員、土田鐘子委員
4. 議 事 諮問第1号
能代風力発電所設備更新計画に係る計画段階環境配慮書について
諮問第2号
（仮称）能代山本広域風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
5. 議事の概要 知事より諮問された案件について審議し、その結果を知事に答申することとした。

【諮問第1号 能代風力発電所設備更新計画に係る計画段階環境配慮書について】

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | 今回の配慮書10ページや11ページにあるように、簡易的な予測がされているが、この予測をするためには風力発電設備のパワーレベルが必要になる。これは104デシベルという数値だけを使って予測したということか。 |
| 事業者 | 予測については、ご指摘のとおり104デシベルのみで実施している。 |
| 委 員 | 利用を想定している風力発電設備のパワーレベルが、おそらく周波数帯域ごとにメーカーから提供されていると思うが、それは今後使っていくということか。 |
| 事業者 | 今後、準備書の評価段階において、実際の機種ของデータに基づき周波数帯ごとに予測評価を行う予定である。 |
| 委 員 | 可能であればお願いしたいことであるが、現状で建っている風力発電設備と新たに建てる風力発電設備は大きさなどがいろいろと違っていると思うので、パワーレベルだけではなく、周波数特性もおそらく違うと思う。先の話であるが、その辺りを把握しながらやっていただきたいと思う。新しい風力発電設備が出す音に何か問題がないかどうか、周波数特性に問題がないかどうかを把握して進めていただければと思う。 |
| 事業者 | いただいたご意見を参考に検討させていただきたいと思う。 |
| 委員 | これはおそらく言わなくてもやっていただけると思うが、事業実施想定区域の周りで近い住居は870メートル程度ということが書いてあるが、農地もあるので、風力発電設備による騒音の影響は、一番近い地点というところだけでは |

なく、面的に予測をしていただければと思う。

事業者

その点も参考にさせていただきながら検討したいと思う。

委員

質問にも書いたが、バードストライクの件について、私は北海道の例は資料として見たことがあるが、バードストライク調査の事実をあまりつかめていない。バードストライクの調査を事業の前後に継続していただきたい。やはりその頻度が問題なのではないかという気がする。鳥が落ちて死んでしまった場合に、近くのいろいろな獣類がそれを餌にするため、時間が経過すると当然いなくなってしまうので、骨や羽毛などそういうものを含めて調査すれば、いくらか出てくると思う。持ち去られた場合には事実として残らないことが懸念されるので、調査の頻度を高めていただきたいと思う。

それから、どのような状況でバードストライクが起きるのかということである。野生の鳥であるため、当然危機管理能力は備わっているわけである。そうでなければ、自然界で生き残っていくことはできない。それにもかかわらず、バードストライクがあるということは、ペアリング、繁殖者を求めるときに追いかけてこが始まるわけである。そういったときには前後の見境なく、その場を逃れようとするときに何か障害物があった場合には、ぶつかるわけである。窓ガラスに突っ込むことは、まさにその例だと思う。窓ガラスは外の景色を映すので、それがガラスなのか森林なのかを判別しにくい場合もある。

二つ目として考えられるのは、危機回避能力が十分備わっていない雛鳥についてである。繁殖が行われた場合に巣立ち間際、あるいは成鳥になるまでの間は、そういった能力が高くないため、バードストライクにあう可能性が高い。

三つ目は、ガンやカモなどはまさにそのとおりであるが、渡りの途中で猛禽類に襲われることが考えられる。飛行ルートだけではない状況が考えられ、飛行ルートから外れているからそれは全くないと思えるのは、やはり尚早ではないかという感じがする。以上がバードストライクに関する三つの要望である。

事業者

まず、バードストライクの調査についてであるが、今後、現地調査を進める中で、バードストライクに係る現地調査を実施する予定としている。その調査方法については、環境省のマニュアルをベースに調査を実施していくことと考えており、1年間通して毎月1回か2回ずつのペースで調査することで現在検討をしている。なお、実際バードストライクがあれば、ご指摘のとおり、個体が若いのか成鳥なのかという状況にも注意しながら調査を進めていきたいと考えている。

委員

風の松原は比較的自然度が高いところであるため、特に取付道路に配慮してほしいと思う。

委員

第7図の現存植生図の住宅地近辺に「f」の畑雑草群落が見えるが、これは

畑地という意味か。

委員 環境に対する配慮がなかった時代に造られている住宅地であるため、やはりいろいろあったわけである。そういう意味で畑地雑草はもう少し環境に配慮して欲しいということで、畑地雑草はそういうものである。

委員 これは雑草地であって、畑ではないのか。

事業者 配慮書3ページの航空写真をご覧いただくと、水田か畑であると思うが、名称としては群落名で示している。この辺は実際の現地調査において再度確認するが、一応文献では、群落の名称ということでご理解いただければと思う。

委員 仮に農家の方が作っている畑があるとすれば、今回の風力発電の大型化で、例えば風の動きや風車の影が影響を及ぼすことはないのか。

事業者 作物に対しての風や風車の影の影響に関する知見を持ち合わせていないため、影響があるか否かは現状わからない。いずれにしても、その土地の植生については実際に場所を確認した上で新たな植生図等は作成する予定である。

委員 植生図に畑地雑草と書かれている。畑地雑草と書かれているからといって畑ではないため、そのように理解していただきたい。

委員 言葉の使い方と現実の使われ方が、ちょっと違ってくるといふことか。

委員 植物の種類組み合わせによって色々な種類がある。要するに、この場合は畑地雑草というわけである。

委員 景観という意味からはずれてしまうかもしれないが、計画は24基から9基になるということであったが、この9基は敷地全体を利用する予定なのか、あるいは敷地の半分程度にとどめて必要な分だけを利用するという感じになるのか確認したい。その理由は、面積が広大になればなるほど、やはり環境に対する影響があると思うので、コンパクトにまとめられるのであれば、そのほうが策としてはよいのではないかと思う。

それから、撤去工事と新設工事を同時に行う予定とのことであるが、これは何か理由はあるのか。例えば、振動や騒音などの影響に対して工事が同時進行することは妥当なのかどうか伺いたい。

事業者 今後、配置等については、現地の動植物調査あるいは風況等から判断していくが、風車と風車の間隔は、できるだけ離れたほうがお互いの干渉がないということであるため、24基を配置している範囲内において、例えば鳥への影響

から営巣地から離すということになると、風車と風車の間隔は広く配置するという配慮をしていきたいと考えている。したがって、同間隔かどうかについては必ずしもそうはならない可能性がある。

それから、撤去と新設については、これは合理的な工事の進め方になるが、撤去した後に同じクレーンで組み立てもできることから、既存の風車を撤去した後に、新しい風車を組み立てる。騒音や振動の対策については、低騒音型や低振動型の建設機械で実施することで考えている。

委員

いま出た質問に関連して、撤去工事と新設工事は同時に行うという説明があったが、基礎を造る工事は、ほぼ前の年に行うことになっている。新しい機器の基礎を造るのは、前の年にやるということではよろしいか。仮にそうだとすると、騒音や振動の影響は、撤去と新設を同時に行うときだけではなく、その前の年も考えなくてはならないと思う。

事業者

前の年は、まだ既設の風力発電機で発電している状況である。土地の造成と伐採等については、できるだけ低騒音型や低振動型の建設機械を使う。造成工事や、その後に基礎杭を打つが、それについては既設の風力発電機の安全性を考えながら離れたところで風車のプロペラを止めて実施するなど、できるだけ撤去と新設の間を空けないようにしたいと考えている。

委員

撤去と新設を同時に行うと言っているが、いまの答えからすると、撤去をしてから、なるべく間を置かずに新設をするということなのか。つまり、時期としてはあまり差はないが、工事は分かれているということなのか。

事業者

新設の風車はプロペラやタワーが大きくなるため、新設の風車の土台を先に造っておいて、既設の風車を止めて撤去してから、新設の組み立てを行う。

委員

新しい機器の搬入に関しての説明があったと思うが、古い機器を搬出する計画は準備書までに明らかにするという事か。

事業者

撤去した機器のルートについては、図7に示している臨港に向かう道路や一般国道を使う計画である。

委員

つまり、搬入と同じルートを使うということか。

事業者

同じルートを想定している。

委員

このあと方法書以降で交通量等をいろいろと予測されることがあると思うので、よろしく願います。

事業者 使用する重機等については、明らかにしたいと思う。

委員 杭の長さを 40～60 メートル打つということなので、地下水脈をふさいでしまうことがあると思う。ボーリング調査を行うかどうかわからないが、地下水脈がどの程度あるのかも、あわせて調べるようにしていただきたい。

事業者 基礎工事については、あらかじめボーリング調査を行うことにしている。

委員 既に議論になったところかもしれないが、撤去工事はどこまでやられるのか疑問に思ったので伺う。土台も根こそぎ撤去するのか、保安林の回復はどの程度見込んでいるのか。

委員 古い風車の基礎はかなり深いところまでコンクリートなどが入っていると思うが、それを引き抜くのか。

事業者 基礎杭は 20 メートル入っている。お借りしているものなので、お返しする際には、全て基礎杭や上物の鉄筋が入っている基礎部分、盛り土している部分、全て現況復帰ということで考えている。お借りしているところは保安林になっていないが、現状復帰ということで、県と協議して決めていきたいと思う。

委員 9 ページをお開きいただいて、今回調査していただいた、あるいは補足をしていただいたものが、ハッチングされたところに丸印で書いてあるが、ここに丸があったらいいのではないかなど、何かお気づきのところはないか。
工事は短期間なので今回は影響しないという文言があるが、前のページを見ると、2 カ年にわたって杭を抜いたり、杭を埋めたり、結構長い間、音を出したりするのではないかと思う。

事業者 今回は、計画段階で配慮すべき事項として選定したものであり、今後の方法書以降については、こういった工事の実施も含め、事業特性や地域特性を踏まえて、必要な項目については選定の上、予測及び評価したいと考えている。

委員 稼働してから 16 年くらいしか経過していないようだが、寿命はこの程度なのか。

事業者 経年化ということで、まだ 15、16 年なのだが、いまから計画しておかないと環境アセスメントは 4 年程度かかる。

委員 また数年かけて計画して大型化すると、15、16 年後には、また同じことをやるのか。

事業者 できるだけ細く長くということ、細々としたメンテナンスは、羽の傷を直したりしているが、やはり風や雪にさらされているということで考えると、やはり 20 年間の事業の範囲内でまた更新していくものと判断している。

委員 常識的には、この更新時期なのか。

事業者 耐用年数としては 17 年になっている。

委員 この環境影響評価とは離れるが、かなりの時間と労力とお金をかけて調査をして風車を造り、維持管理費も含めて、それは投資したものをすべて回収できるのか。

事業者 そこは考え方だと思う。水力発電のように 20 年ではなく、40 年、50 年も使っていく設備はあるが、風力発電といっても歴史があまり古いわけではないので、今後、いい材料等が出てくれば、もちろん寿命等は延びると思うが、現段階では、やはり 20 年の期間で事業を終えて次に向かっていくと考えている。

事務局 1 点だけ事業者を確認する。委員からバードストライクの調査の件でご意見等があったが、資料 1 - 4 の事業者の 2 番の答えにおいて、既設の風力発電設備に対してはバードストライクの調査をやるということになっているが、新設する風車はリプレースすると大型化するので、当然、鳥類の飛翔高度等をしっかりと把握していかないといけないと思うが、そういうことも含めて調査をやるという理解でよいか。

つまり、既設風車の影響だけではなく、リプレースした後の風車に対しても飛翔高度等を把握して、鳥類がブレード回転域を飛行するかどうかトレースを描くというようなところも含めて調査されるという意味でよいか。

事業者 これから一般鳥類や猛禽類の調査を行うが、特に重要種に関しては、飛翔行動に着目した調査を実施していくこととしている。それから、更新後についてもバードストライクの調査は実施する予定としている。

事務局 チュウヒの繁殖行動を平成 14 年くらいからモニタリングしているようであるが、バードストライクを確認したというような調査結果はあるのか。

事業者 モニタリング調査については、バードストライクを対象とした調査を実施していないため、バードストライクの状況は把握していない。今後、現状を把握するために調査を実施することとしている。

委員 バードストライクについては、繁殖期の調査頻度を少し高めていただきたいと思う。2 週間だと、落ちた鳥はやはりいなくなってしまう。その辺りが 1 番

危険だと思うので、繁殖期の調査頻度を高めていただければよいと思う。よろしく願います。

事業者

承知した。

【諮問第2号. (仮称) 能代山本広域風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について】

- 委員 これからエリアを絞り込むということであるが、やはり杭を打つので、地下水脈を切ってしまうかわからないか、地下水脈に対する影響も配慮して計画していただきたい。特に八峰町エリアの辺りは、山に降った雨が地下水で海底から湧き出て、それが岩ガキの繁殖に使われているというような話もあるので、地下水を止めてしまい岩ガキが獲れなくなることがないように配慮をお願いします。
- 事業者 承知した。
- 委員 風車を80基設置して、また20年後に風車を更新するような事業計画を組んでいるのか。
- 事業者 まず80基という数字であるが、最大ということである。環境影響に対する配慮前の段階で可能性のあるものをすべて並べると80基は並ぶ。ただ、これから絞り込んでいくため、基数については、この後、絞り込んでいったものについて改めてご意見をいただければと思う。
- それから、20年後にも風車をリプレースするのかということであるが、国の施策や方針等があるため、必ずしも80基すべてをリプレースする前提ではない。最悪の場合は、すべてを撤去して更地に戻すこともある。まだ完全には決まっていない。
- 委員 20年の間隔で風車を設置して、その後に土台を撤去して、これを繰り返していった場合に、秋田県全域あるいは日本全体に及ぼす影響を考えていかなければならないと思う。まず秋田県に限定して言うならば、県全域をその頻度で設置と撤去を繰り返していくとなれば、環境そのものが相当なダメージを受けるのではないかとということが懸念される。そういったことも十分配慮しながら進めていただきたいと思う。
- 事業者 承知した。
- 委員 風車の影について、いまのところの調査結果としては、病院や学校、住宅等の生活環境に対して保全という観点から評価されているが、風車の影が植物や生態系にも影響が及ぶと思うので、可能であれば、結果はそういったものとも関連づけて評価されるとよいと思う。生活環境への影響がないということだけではなく、可能であればそういった配慮も必要であると思う。
- それから、景観について、景観は人それぞれの感覚だと思うので、風車がたくさん立ち並ぶことが素敵だと思う方もいれば、自然が破壊されて嫌だと思う方もいらっしゃると思う。次の方法書や準備書では、景観に配慮しているかどうか何か目安のようなものがあつたほうがいいのではないかとと思う。
- 最後に、これは環境影響評価ということではないが、今回の事業は地域産業

への還元と雇用の創出に重点を置いているという話だったので、雇用はどのように創出するのか、地域の活性化にどのようにつなげるのか具体的に考えていただければと思う。

事業者

風車の影の影響についてであるが、やはり懸念されるのは、止まっている風車ではなく、回転しているときに地面を影が動くときだと思う。それが住宅などに及ぶと、気に障ってイライラするというようなことがあると認識している。また、夏至ではなく冬至など、影が日中長くなる朝方や夕方に影が及ぶところは特に生活環境について配慮が必要と考えている。

一方で、ご指摘のとおり植物や生態系については、まだ因果関係ははっきりとわかっていないところもあるが、できる限り調査段階では配慮したいと思う。

それから、景観の目安であるが、こちらについては風力発電機の色など、これまでの事例を踏まえて目安を出していきたいと考えている。

最後に、地域産業の創出の件であるが、能代市では風力発電所を増やして工場を建てるといったような構想を市長が公言している。やはり風車の基数が増えないと工場の誘致ができないといったようなこともあるので、そういったものにも我々としては貢献をして、雇用の創出を考えていきたいと思う。また、農業用地に風車を建てて、雇用の創出や地域活性化につながるかといったことも考えている。農山漁村再エネ法という法律があり、農業者に利益を享受するといったような方法もあわせて、まだ特許等の関係ではっきりと申し上げられないが、そういった方法も検討している。

委員

いま農業用地にも建設を考えるということであったが、もちろん周りの日射や風車の影が周辺の作物、例えば収穫量などに与える影響、それから人間の活動地域なので、低周波音や騒音などが近くの土地で働いている方々にどの程度影響があるのかを知りたい。隣接した場所に風車ができただけの場合、例えば風車から何百メートルまでは農作業が難しいというようなことがあれば、もう少し配慮が必要ではないかと思う。

事業者

誤解を招くような発言をしてしまったのかもしれないが、工業用地への建設は風力発電のことではなく、雇用の創出という観点から風力発電の部品を作るような工場が誘致され、雇用が確保されるのではないかということである。

それから、地元農業者への配慮については、当然地元農業者からの同意がないと事業は進められないと考えており、地元農業者の方が喜んでいただけるような提案をしていきたいと考えている。

委員

低周波音や騒音があると、虫にも影響があつて、例えば虫媒花など、作物に影響がある可能性もあるかと思うが、いかがか。

事業者	<p>特許の関係があるので詳しくは申し上げられないが、例えば、これまで米一辺倒に頼ってきたものが、別のものを作ることが可能で、それが十分な収穫源になるのではないかというような提案ができればと考えており、提案もしているところである。大変喜んでいただいて、乗り気になっていらっしゃる方もいるため、そういうことも配慮して、きちんと説明をして進めていきたいと考えている。</p>
委員	<p>北海道の事例であるが、ある牧場の中に道路を通したところ、車が通るため振動が生じて牧草が育たなくなり、牛の乳の出も悪くなったということがある。極論すれば、今回も風車を建てれば、通常田んぼで収穫できていたものが減少してしまうのではないか、そのような事例はないのかということだと思う。</p>
事業者	<p>風車メーカーという立場で補足させていただきたい。当社は日本全国で300基以上の風車を納めさせていただいている。その中には畑や牧場の周辺に設置した例もあるが、風車が建ったことによって周辺の農作物の生育が悪くなった、牧場であれば牛の乳が出なくなった、子どもの出産率が悪くなったなど、そういった話は一切聞いていない。事例としてはないので、大きな影響はないと思っている。能代市の農業用地に1基建っている風車があるので、その周辺の農家の方にヒアリングすることも考えていきたいと思う。</p>
委員	<p>これまで影響があるという事例はないということであるが、次のステップでも構わないので、報告書の中にそういう表現があれば、少しは我々も安心するかもしれないので、よろしく願います。</p>
委員	<p>基本的な質問で恐縮だが、同一の事業者が離れたところ3カ所に風力発電設備を建てる事業について、今回は配慮書であるが、1つの事業として手続きするような事例はこれまでにあるのか。</p>
事務局	<p>これまでの事例としては、当然秋田県内はないが、北海道の稚内では、おおよそ230基の風車を計画しているという一体の事業があり、配慮書、方法書、準備書に進むにつれて、それが7つに分裂して手続きされたというような事例はある。ただ、今後、この事業の方法書以降の手続きについては、1つの事業で進めるのか、または3つの事業に分けて手続きを進めるのかにもよると思うのが、そこは同一の工事になるのか、連動している工事になるのか、あるいは同一の発電所とみなされるのか、事業者が経済産業省や環境省に照会し、どういった手続きが必要になるか確認は必要だとは思う。</p>
委員	<p>少なくとも配慮書の段階では、このような形で出すことは、不可能ではないと考えてよいか。</p>

事務局	北海道の事例があるため、そのとおりである。
委員	事務局のQ&Aでも書いてあるが、これから方法書や準備書に進むにしたがって、事業が分かれる可能性もあるということか。
事業者	可能性はある。
委員	資料2-2の例えば9ページの図2. 2-1に、騒音に関して配慮が必要な建物からどの程度の距離かということで色付けがしてある。ほかに風車の影なども考慮する必要があると思うが、現時点で事業者としては、例えばこの図の中でピンク色に塗ってある0.5km以内に風力発電設備を建てることも計画しているという考えでよいか。
事業者	これは環境配慮上0.5kmを一定の枠として色付けをさせていただいた。ただし、例えば周辺には1軒しかお宅がなく、すぐ近くにどうしても我々の風車を建ててもらいたいというような要望が寄せられたときには、この限りではない。実際に、これまでの話の中では、ここに建ててもらいたいという話も既に来ているので、基本的には、このピンクのところを外して計画を進めるが、地元住民に説明をしていく中で、絶対にピンクのところには建てないというようなことではない。
委員	現時点で地元とのコミュニケーションはある程度行っていて、そういうことも踏まえ、大きくこの黒く囲まれた3つのエリアに風力発電設備を建てるというような計画であると考えればよいのか。
事業者	大きくこの3つのエリアに分けたのは、冒頭説明したとおり経済面と環境面から、例えば市街地があるから不可能といったような検討を踏まえ、エリアを大きく分けた。いま委員のご質問は、ピンク色の部分ということで話をされたが、ぜひここに建ててもらいたいといった話を地元住民からいただいていることもあるので、ピンク色の部分には絶対建てないということではない。
委員	そのような要望があれば、すぐ造るということになるのか。区域としては広がっているわけであり、ある人がいいと言っても、ある人は駄目と言うかもしれないわけである。
事業者	合意形成の話かと思う。先ほどの例としては、例えば500メートルの範囲内に1軒家があって、その周辺には住宅がない場合、その1軒の方が私のここに建ててもらいたいといった場合は、複数の方ではない。その1軒の方だけになる。実際にそのようなお宅もある。または2、3軒の方がいて、全てここに建ててもらいたいといった話があれば、検討させていただく。必ず建てるとも言

っていない。検討させていただくということで、建てないわけではないと考えている。

委員

複数案の言葉の定義がよくわからない。複数案というと、例えばA案、B案、C案といったものがあって、これからの調査によって、その中からどの案にするかを決めるといったイメージを持つ。複数案としては、この事業では3つのエリアがあって、例えばA案が八峰町エリア、B案が能代北エリア、C案が浅内鵜川エリアだとすると、この3つの中から最終的にどこか1つを選ぶということなのか。

事業者

基本的には、3つの地域があり、それぞれに風車を建てる計画である。複数案と言っているのは、環境影響評価を行う過程で風車の基数の削除や追加など、いろいろな検討を行っていくことを意味している。複数案という書き方が適当だったかどうかかわからないが、そのように配慮しながら風車を選び、事業計画の熟度を上げていくということである。

委員

これは国の決まり言葉だと思うが、複数案というと、別なイメージを持つと思う。

事務局

配慮書の複数案とは、A案、B案、C案という想定で検討されていくものであるが、発電事業に限って、手続きを進めていく段階で事業エリアを絞り込んでいく過程も複数案の一つという手法で認められている。これも複数案という言い方をする。

委員

なぜ複数案を設定するかであるが、事業者が行いたい案は、もちろん環境への影響も抑えられていて、選ばれた案は合理的であるということを示すためだと思う。この事業だけではないが、案として考えると逆にキリがないと思う。こうしたらよいのではないかとはいえませんが、この案がよいということの説明をいただいで、理解できるようにしていただきたいと思う。方法書以降では、その辺をきちんと説明していただきたいと思う。

委員

地域産業への還元や雇用の創出のところは、それを達成するために、ここが最適な3つのエリアであるということを経験的に示していただきたいということである。

事業者

承知した。そのように進めていきたいと思う。

委員

複数案の絞り込みをこれからやると、80基が収まるように絞り込むのか、80基は無理なので例えば20基になるのか、その辺はどのように考えればよいのか。

事業者	<p>後者である。何が何でも 80 基に絞り込むということではない。絞り込んだ結果、このようなことはないと思うが、例えば最悪 1 基、あるいは 10 基にしなければならないということであれば 10 基になる。</p>
委員	<p>そのようになる可能性もあるということか。</p>
事業者	<p>当然あると思う。</p>
委員	<p>極論すると、3つのエリアのどこかのエリアがなくなる場合もあるということか。</p>
事業者	<p>方法書段階で、この3つのエリアの中のどこかのエリアがなくなってしまうこともある。</p>
委員	<p>複数案を絞り込むための条件を考えなければいけないことの中で、ぜひお願いしたいのは、このガン・カモ類の飛翔ルートを大事にしていきたい、それを十分な条件として考えていただきたいと思う。</p>
	<p>それから、秋田市に住んでいても冬期間になれば、上空をガン・カモ・ハクチョウ類が飛んでいく。かなり低空を飛んでいて驚くこともある。つまり、条件や状況によって飛行ルートは変わるということである。そういったことも考えていただきたい。また、小友沼や八郎潟が中継地、又は越冬地として、すばらしい状況ということであるが、当然渡ってくるためには北からのルート、そして小友沼から北に向かっていくルートがある。その高さやコース、数も重要な条件になると思う。</p>
	<p>それから、最初に質問したものと同じようなことを言うが、20年間という期間の中で風車の設置と撤去を繰り返していくことを考えたときに、秋田県全体として環境がどのように変化するかというようなことは当然考えていかなければならないと思う。そこまで事業者に要求することは無理だと思う。風力発電所が稼働していく中で、秋田県の環境が、どのように変化していくのか、それを見つめる目が必要なのではないかと感じる。これは事業者というよりも県に対するお願いになる</p>
委員	<p>難しいことだと思う。地元では期待しているようで、地域活性化のため三種町長はぜひ願うというような雰囲気である。これからの環境影響評価の結果を見て、そのときの判断ということだと思う。</p>
事務局	<p>事業者に1点だけ確認する。おそらく記載の誤りだと思うが、今後のために直していただきたい点がある。先ほど委員からも渡りルートの話があったが、配慮書 181 ページをご覧くださいと、ここにはアセスの事例を活用したり、専門家にヒアリングして渡りのトレースが図示されている。その中でガン類の主</p>

要な餌場の位置が抜けている。おそらく米代川沿いに餌取りに行き来をしていると考えられ、また専門家とのヒアリングにおいて餌場に気をつけてほしいというご意見もあるので、その辺の修正をお願いしたいと思う。

事業者

承知した。図面の調整ミスであり、内容的には、ただいまご紹介があったとおり 174 ページをご覧くださいと思う。

以 上